

2019年4月から三六協定の様式が変わります

特定社会保険労務士 佐竹 康男

働き方改革関連法が2019年4月1日から施行されることに伴い、三六（サブロク）協定の様式変更などを含む政令・省令が改正されました。新様式での三六協定の変更点等について解説します。ただし、中小企業（資本金の額等が3億円（小売業、サービス業は5,000万円、卸売業は1億円）以下又は常時使用する労働者が300人（小売業は50人、サービス業、卸売業は100人）以下の企業）への適用は、2020年4月1日からになります。

1 時間外・休日協定書（三六協定書）と協定届

法定労働時間を超えて労働させる場合には、労使の合意に基づく三六協定が必要です。

三六協定は書面において締結しなければならず、三六協定書とは、三六協定の必要事項を記載した書面のことをいいます。協定で締結した内容を協定届に転記して届出をします。協定届を用いて三六協定を締結することもできますが、その場合は、協定届に労働者代表の署名又は記名押印が必要です。

事業場単位ですので、本社だけでなく、支社や支店、工場などでも三六協定を締結し、所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

2 三六協定締結に当たっての留意点

(1) 時間外労働の上限規制

三六協定では、1日、1か月及び1年における延長することができる時間数を定めませんが、三六協定を締結した場合でも、臨時的な特別の事情がない限り、時間外労働は月45時間、年360時間を超えることができません。

また、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、月100時間未満（休日労働含む）、2～6か月平均で80時間以内（休日労働含む）、年720時間を超えることはできません。また月45時間を超えることができるのは、年間6か月までになります。

(2) 指針で示されている留意点

三六協定の締結に当たって留意すべき事項が下記のとおり指針で定められています（主なもの）。

- 三六協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負うこと。また労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があること
- 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること
- 臨時的な特別な事情がなければ、限度時間を超えることはできない。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければならないこと。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるよう努めること
- 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保すること（後述の3を参照）

3 新様式での三六協定の変更点

① 従来の様式と異なり、一般条項の場合と特別条項付の場合とで様式が異なります。また特別条項付の様式が2枚になり、「限度時間」と「特別条項」についてのそれぞれの内容を記載します。

② 特別条項について下記2項目が新設されました。

- a 「時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。」に関するチェックボックス （チェックボックスに要チェック）
- b 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」、「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の記載欄

ポイント

(1) 上記②のaについては、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内でなければなりません。法定休日労働を含めた時間数になりますので、チェックを入れるときには注意が必要です。

(2) 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、下記の番号「(該当する番号)」を選択して記入した上で、その具体的内容を右枠に記入します。

①医師による面接指導、②深夜業の回数制限、③終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）、④代償休日・特別な休暇の付与、⑤健康診断、⑥連続休暇の取得、⑦心とからだの相談窓口の設置、⑧配置転換、⑨産業医等による助言・指導や保健指導、⑩その他

●新様式特別条項記載例

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、⑦	(具体的内容) ・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・心とからだの相談窓口の設置を就業規則で定め、周知する

4 結びに

新様式では、過重労働による健康障害防止を図るため、より「法令遵守」を重視した様式になっています。また、特別条項における労働者に対する健康確保措置等は、具体的な内容の記載が求められており、労使間で十分に協議する必要があります。

著者紹介



さ た け や す お
佐竹 康男（特定社会保険労務士）
昭和61年社会保険労務士開業、(有)オフィス・レイバ代表取締役、
年金研究会PLAZA-21代表、日本年金学会会員。
【事務所】京都市左京区岩倉

▶著書

「税務・労務ハンドブック
(共著)」他

